

和光市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和光市立公園条例</u></p> <p><u>（目的）</u> 第1条 この条例は、<u>市立公園の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u> 第1条の2 この条例において「市立公園」とは、<u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園及び都市公園以外の公園又は緑地（当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含む。）で、市が設置し、又は管理するものをいう。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、<u>法において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>（市立公園の名称等）</u> 第2条 市立公園のうち都市公園の名称及び位置は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 市立公園のうち都市公園以外の公園又は緑地の名称及び位置は、<u>規則で定める。</u></p> <p>3 市長は、<u>市立公園を設置し、その区域を変更し、又は市立公園を廃止するときは、当該市立公園の名称、所在地、区域その他必要と認める事項を告示するものとする。</u></p> <p><u>（市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</u> 第3条 都市公園の<u>市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（市内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第62条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市街地に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地の区域内に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</u></p> <p><u>（都市公園施設の建築面積の設置基準）</u> 第5条 法第4条第1項本文の<u>条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>和光市都市公園条例</u></p> <p><u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、<u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（公園の名称及び位置）</u> 第2条 都市公園の名称及び位置は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</u> 第3条 都市公園の<u>住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。ただし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準については、5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>（都市公園施設の設置基準）</u> 第5条 法第4条第1項本文の<u>規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「建築割合」という。）は、100分の2を超えてはならない。ただし、特別な場合として次条第1項各号に定める建築物を設ける場合の建築割合の限度については、それぞれ同条第2項から第5項までに定めるところによる。</u></p>

(都市公園施設の建築面積の設置基準の特例)

第6条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 2 政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する

(都市公園施設の設置基準の特例)

第6条 前条ただし書の規定により特別な場合として定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第2項に規定する休養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物
 - (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに該当する建築物
 - ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
 - イ 景観法(平成16年法律第110号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
 - (3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定める建築物
 - (4) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。)である建築物
- 2 前項第1号に掲げる建築物を設ける場合の建築割合については、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条本文の規定により認められる建築割合(以下「基準建築割合」という。)を超えることができる。
 - 3 第1項第2号に掲げる建築物を設ける場合の建築割合については、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として基準建築割合を超えることができる。
 - 4 第1項第3号に掲げる建築物を設ける場合の建築割合については、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として基準建築割合又は前2項の規定により認められる建築割合を超えることができる。
 - 5 第1項第4号に掲げる建築物を設ける場合の建

法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は第1項から第4項までの規定により認められる建築面積を超えることができる。

(公園施設に関する制限)

第7条 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(公園施設の公募設置管理)

第7条の2 市長は、都市公園の利用者の利便の向上を図るため、法第5条の2から第5条の9までの規定による公園施設の公募設置管理を積極的に活用するものとする。

(市長以外の者の公園施設の設置管理等)

第8条 市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 公園施設を設けようとする市立公園の名称
- イ 設置の目的、期間及び場所
- ウ 公園施設の種類、構造及び規模
- エ 公園施設の管理方法
- オ 公園施設の設置工事の実施方法及び期間
- カ その他市長が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理しようとする公園施設の存する市立公園の名称
- イ 管理の目的及び期間
- ウ 管理しようとする公園施設の名称
- エ 管理の方法
- オ その他市長が必要と認める事項

2 市立公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）を設けて市立公園を占有しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 占有しようとする市立公園の名称
- (2) 占有しようとする場所、面積及び期間
- (3) 占有物件の種類
- (4) 占有物件の管理の方法
- (5) 占有物件の構造
- (6) 工事実施の方法
- (7) 工事の着手及び完了の時期
- (8) 市立公園の復旧方法
- (9) その他市長が必要と認める事項

築割合については、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として基準建築割合又は前3項の規定により認められる建築割合を超えることができる。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画等を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が、規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 法第5条第2項、第3項及び第4項の規定は市長以外の者が市立公園に公園施設を設け、又は管理する場合について、法第6条第4項及び第7条の規定は市立公園に占用物件を設けて市立公園を占用する場合について、それぞれ準用する。

5 市長は、第1項、第2項又は第3項の許可（以下「設置許可等」という。）に市立公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

6 設置許可等を受けた者（以下「設置許可者等」という。）は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは市立公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは市立公園の占用を廃止したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないときは、この限りでない。

7 市長は、設置許可者等に対して、前項の規定による原状の回復（以下「原状回復」という。）又は原状回復をすることが適当でない場合の措置について必要な指示をすることができる。

（行為の制限）

第9条 市立公園において次に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可（以下「行為許可」という。）を受けた者（以下「行為許可者」という。）は、行為許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の市立公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第8条 法第6条第1項若しくは第3項の許可又は第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第9条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告若しくは宣伝をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車しておくこと。
- (8) ごみその他汚物を捨てること。
- (9) その他都市公園等の公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

り、行為許可又は前項の許可を与えることができる。

4 前条第5項の規定は、行為許可について準用する。

(行為許可の特例)

第10条 設置許可者等は、行為許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第11条 市立公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、設置許可者等が当該設置許可等若しくは原状回復により第1号から第6号までに掲げる行為を行う場合、又は行為許可者が当該行為許可により第4号から第6号までに掲げる行為を行う場合は、この限りでない。

(1) 土地の形質を変更すること。

(2) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

(3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告若しくは宣伝をすること。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車しておくこと。

(7) 公園施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。

(8) ごみその他汚物を捨てること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理に支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第11条 法第5条第1項の規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとする場合

ア 設置の目的

イ 公園施設の種類

ウ 設置の期間

エ 設置の場所及び面積

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事実施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ その他市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

ア 管理の目的

イ 管理する公園施設

ウ 管理の期間

エ 管理の方法

オ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占有物件の種類

(2) 占有の面積

(3) 占有物件の管理の方法

(4) 工事実施の方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(利用の禁止又は制限)

第12条 市長は、市立公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は市立公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、市立公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、市立公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可公園施設等)

第13条 許可公園施設及びこれを設置する公園は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設及びこれを設置する公園は、別表第3のとおりとする。

3 許可公園施設及び有料公園施設（以下「許可公園施設等」という。）の供用日及び供用時間は、別に定める。

(利用の許可)

第14条 許可公園施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 第8条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(届出)

第15条 次に掲げる行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置許可者等が公園施設の設置又は市立公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 設置許可者等が公園施設の設置若しくは管理又は市立公園の占有を廃止しようとするとき。
- (3) 設置許可者等が市立公園の原状回復をしたとき。
- (4) 次条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が当該措置を完了したとき。
- (5) 市立公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは市立公園からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 市立公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 市立公園の保全又は公衆の市立公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市立公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(7) その他市長が指示する事項

(占有許可の軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更~~に該当する事項は、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので規則で定めるものとする。~~

(許可公園施設)

第13条 許可公園施設は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、許可公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(使用の許可)

第14条 許可公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第15条 削除

(届出)

第16条 次の各号の一に該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により、都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(占用料及び使用料の納付)

第17条 設置許可者等は、占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料の額、減免及び徴収方法は、和光市道路占用料徴収条例(昭和37年条例第2号)の例による。

3 行為許可者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

4 有料公園施設に係る第14条第1項の許可を受けた者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、運動以外の目的で有料公園施設(会議室及び駐車場を除く。)に係る第14条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

(占用料及び使用料の還付)

第18条 既納の占用料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 市立公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。

(2) 利用者が自己の責に帰さない理由で市立公園を利用することができなかつたとき。

(使用料の減免)

第19条 市長は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第20条 市立公園の利用者が公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(準用)

第21条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる市立公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(占用料及び使用料の納付)

第18条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて都市公園を占有する者は、占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料の額及び徴収方法は、和光市道路占用料徴収条例(昭和37年条例第2号)の例による。

3 第7条第1項又は第3項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

第19条 使用料は、都市公園の使用の期間が3箇月を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際に納付するものとする。

2 都市公園の使用の期間が3箇月を超える場合においては、次の各号に掲げる区分により、初期の分は都市公園の使用の許可の際に、次期以降の分は当該各期の初めに納付するものとする。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(占用料及び使用料の還付)

第20条 既納の占用料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。

(2) 使用者が自己の責に帰さない理由で都市公園を使用することができなかつたとき。

(占用料及び使用料の減免)

第21条 市長は、都市公園の使用の目的が直接公共又は公益事業のためにするものであつて、必要と認めるときは、占用料及び使用料を減免することができる。

(損害賠償義務)

第22条 都市公園の利用者が公園施設又は備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第23条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

<p>(1) <u>市立公園の行為許可及び有料公園施設の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>市立公園の行為許可及び有料公園施設の利用の許可に係る利用料金の収受に関する業務</u></p> <p>(3) <u>体育、スポーツ及びレクリエーションの普及に資する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(4) <u>公園施設及び備品の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市立公園の管理に関し市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 <u>指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における本条例の規定の適用については、第9条、第12条、第14条、第19条並びに第9条第4項及び第12条第2項の規定により準用する第8条第5項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条（見出しを含む。）、第18条（見出しを含む。）及び第19条（見出しを含む。）の規定並びに別表第4及び別表第5中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第18条中「還付することができる」とあるのは「還付するものとする」と、第19条中「免除することができる」とあるのは「免除するものとする」とする。</u> <u>（指定管理者が扱う利用料金）</u></p> <p>第23条 <u>利用料金は、別表第4及び別表第5に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>（罰則）</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) <u>第9条第1項又は第2項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第9条第1項各号に掲げる行為をした者</u></p> <p>(2) <u>第11条（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第11条各号に掲げる行為をした者</u></p> <p>(3) <u>第14条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可公園施設等を利用した者</u></p> <p>(4) <u>第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</u></p> <p>(5) <u>第16条第1項又は第2項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者</u></p>	<p>（罰則）</p> <p>第25条 次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) <u>第7条第1項又は第3項（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第7条第1項各号に掲げる行為をした者</u></p> <p>(2) <u>第9条（第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第9条各号に掲げる行為をした者</u></p> <p>(3) <u>第14条（第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可公園施設を使用した者</u></p> <p>(4) <u>第16条（第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</u></p> <p>(5) <u>第17条第1項又は第2項（第23条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者</u></p>
--	--

別表第1から別表第3までを別紙のように改め、別表第3の次に別紙の2表を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、和光市アーバンアクア公園及び有料公園施設の供用は、規則で定める日から開始する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
広沢原児童公園	和光市広沢4823番地23
柿ノ木坂児童公園	和光市新倉一丁目3819番地
南越ノ上児童公園	和光市白子二丁目1383番地7
本町児童公園	和光市本町4500番地9
西牛房児童公園	和光市南一丁目2160番地5
荒川河川敷運動公園	和光市大字新倉及び大字下新倉地内
松ノ木島公園	和光市新倉七丁目4番地2
ワンパク公園	和光市丸山台三丁目2番地
せせらぎ公園	和光市丸山台二丁目1番地
緑の公園	和光市丸山台二丁目23番地
チビッコ公園	和光市丸山台一丁目3番地
野川公園	和光市白子四丁目5452番地
越後山中央公園	和光市南一丁目地内
やとじま公園	和光市下新倉二丁目5048番地
まました橋広場	和光市下新倉二丁目5931番地
ひだまり公園	和光市下新倉二丁目5530番地
桜坂公園	和光市下新倉二丁目5898番地
あけぼの公園	和光市下新倉二丁目5313番地
かずは公園	和光市新倉五丁目
ふたば公園	和光市新倉五丁目
みつば公園	和光市新倉五丁目
よつば公園	和光市新倉四丁目
和光市アーバンアクア公園	和光市新倉六丁目地内

別表第2（第13条関係）

公園	許可公園施設
荒川河川敷運動公園	野球場、多目的競技場

別表第3（第13条関係）

公園	有料公園施設
和光市アーバンアクア公園	野球場、庭球場、フットサル場、サッカー場、多目的広場、会議室、駐車場

別表第4（第17条関係）

行為の種類	単位	期間	使用料の額
物品の販売その他これに類する行為（車両による販売を除く。）	1平方メートル	1日につき	100円
車両による販売	行為許可者ごと	1日につき	当該販売の売上金額に100分の15を乗じて得た額
興行	1平方メートル	1日につき	15円
競技会、展示会その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	7円
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1平方メートル	1日につき	7円
業として行う写真撮影	写真機1台	1日につき	1,000円
業として行う映画又はテレビ撮影	撮影機1台	1時間につき	5,000円

備考

- 1 車両による販売とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）に設備を設けて、食品の調理、製造及び販売又は食品以外の物品の販売を行うことをいう。
- 2 業として行う写真撮影及び業として行う映画又はテレビ撮影を行為の種類欄に掲げる他の行為と併せて行う場合は、それぞれの使用料を納付しなければならない。
- 3 単位が面積の行為で、当該行為で利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 4 車両による販売の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

別表第5（第17条関係）

有料公園施設		単位	使用料の額
野球場		1面2時間につき	3,460円
庭球場		1面2時間につき	1,460円
フットサル場		1面2時間につき	2,190円
サッカー場		半面2時間につき	1,500円
		1面2時間につき	3,000円
多目的広場	ソフトボールで利用する場合	1面2時間につき	2,000円

	サッカーで利用する場合	1面2時間につき	3,000円
会議室		1室2時間につき	200円
駐車場	1台	3時間以内	200円
		3時間を超えた後 1時間までごと	100円
		1日最大	500円

備考

- 1 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、駐車場を除き、規定使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、市内に勤務し、又は通学する者の利用については、適用しない。
- 2 利用時間が2時間に満たない場合は、2時間とする。
- 3 駐車場の単位の1日最大とは、午前零時から午後12時まで利用した場合とする。